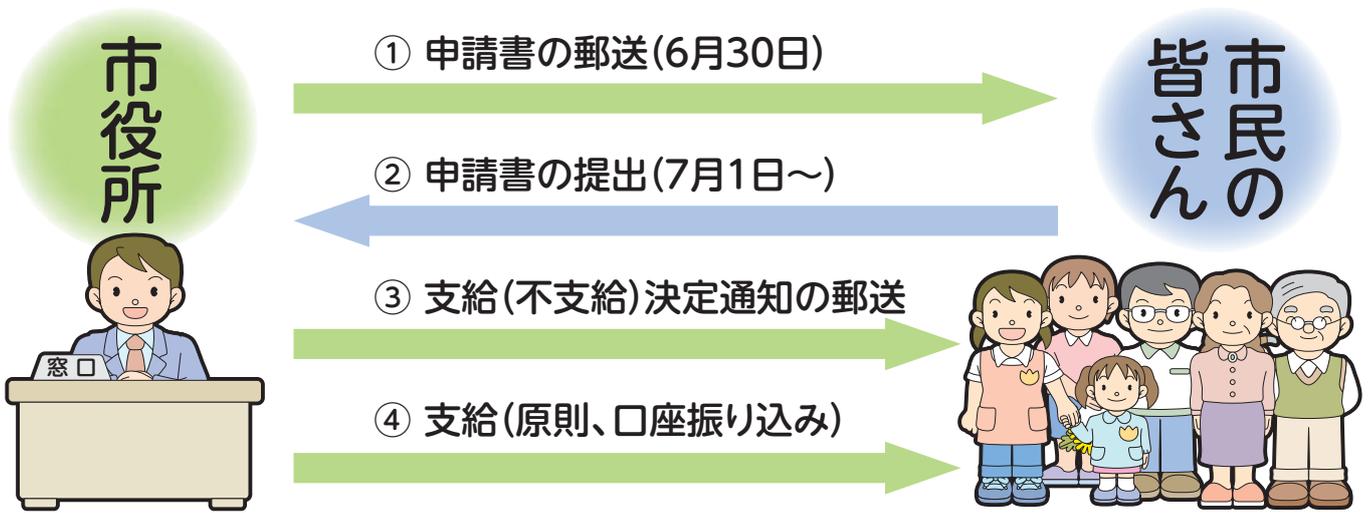


# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

## 7月1日から申請受け付け開始

6月30日に臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請書を郵送しました。支給方法は、原則、口座振り込み、支給は1回限りです。

### 申請から支給までの流れ



▽受付期間 平成27年1月5日まで。  
▽場所・時間 市役所1階市民ホール 平日(7～9月) 午前8時30分～午後7時、土・日曜日・祝休日(7月) 午前9時～午後5時。

■**郵送申請**  
▽受付期間 平成27年1月5日(消印有効)まで。

■**窓口申請**  
▽受付期間 平成27年1月5日(消印有効)まで。  
同封の返信用封筒で申請してください。  
窓口での申請の場合、窓口が混雑し、お待たせする場合がありますので、なるべく郵送での申請をお願いします。

■**申請書の提出(郵送または窓口申請)**  
同封の返信用封筒で申請してください。

■**申請書の郵送**  
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。  
お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いします。  
対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

■**申請書の提出**  
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

■**支給**  
■**口座振込**  
申請書に記載された指定口座へ振り込みます。

■**現金支給**  
金融機関の口座をお持ちでない人は、現金支給となります。  
なお、申請当日の支給はできません。  
▽日時・場所 支給決定通知書兼支払通知書で指定した日時と場所。  
■**支給時期**  
申請受付から約1ヵ月半後。

■**申請書の提出**  
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

■**申請書の郵送**  
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。  
お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いします。  
対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

■**申請書の提出(郵送または窓口申請)**  
同封の返信用封筒で申請してください。

■**申請書の郵送**  
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。  
お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いします。  
対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

■**申請書の提出**  
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

■**申請書の郵送**  
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。  
お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いします。  
対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

■**申請書の提出**  
申請者宛てに通知書を送ります。通知書に記載した支給額や振込予定日などをご確認ください。

■**申請書の郵送**  
6月30日に支給の対象となる可能性のある人に郵送しました。  
お手元に届きましたら、申請書への必要事項の記入と添付する書類の準備をお願いします。  
対象者・支給額・加算対象者は、9ページの表の通りです。

本文中に記載がないものは、原則として、対象となっても、費用は無料、申込不要。  
[HP] ホームページ、[Eメール] アドレス、[域] 地域自治センター  
[区] 地区市民センター、[出] 出張所、[涯] 生涯学習センター、[参] うつのみや表参道スクエア、[コ] 地域コミュニティセンター、[活] 市民活動センター

